

目黒区バリアフリー
交通安全特定事業計画
都立大学駅周辺地区

平成25年3月

東京都公安委員会

目黒区バリアフリー基本構想における重点整備地区
「都立大学駅周辺地区」の交通安全特定事業計画

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」第3条(基本方針)及び第36条(交通安全特定事業の実施)に基づき、目黒区バリアフリー基本構想に即して、重点整備地区「都立大学駅周辺地区」における交通安全特定事業計画を下記のとおり定める。

記

1 交通安全特定事業を実施する道路の区間（位置図参照）

道路の区間				生活関連施設	
No.	路線	通称	区間	特定旅客施設	連絡する施設
①	区道一級幹線21、 25号線	柿の木坂通り	都立大学駅～めぐろ区民キャン パス	東急 都立大学駅	めぐろ区民キャンパス

2 道路の区間ごとの交通安全特定事業の内容及び実施予定期間

全路線共通

事業内容	実施予定期間
<p>1 道路標識及び道路標示の設置に関する事業</p> <p>(1) 道路標識の超高輝度化による視認性向上 ※ 道路標識の高輝度化は既に実施済みであり、必要に応じて実施</p> <p>(2) 道路標示の適切な補修 ※ 道路標示の高輝度化は既に実施済み</p> <p>(3) エスコートゾーンの整備（注1） ※ 音響機能式信号機のある横断歩道について、必要に応じて実施</p> <p>2 違法駐車防止のための事業</p> <p>(1) 横断歩道上、バス停留所付近における違法駐車車両の重点的な指導取締りの実施</p> <p>(2) 目黒区による放置自転車対策と連携した視覚障害者誘導用ブロック上の放置二輪車等の指導取締りの実施</p> <p>(3) 目黒区と連携した違法駐車防止についての広報啓発活動の実施</p>	<p>平成25～32年度 (継続的に実施)</p>

(注1) 横断歩道であることを表示する道路標示であって、視覚障害者の誘導を行うための線状又は点状の突起を設けるもの。

3 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

(1) 関係機関との連携の強化

交通安全特定事業の実施にあたっては、相互の事業の進捗状況を確認するための意見交換を行うとともに、定期的に事業の検討及び点検を行う。

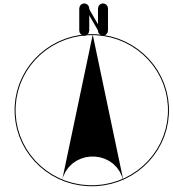
(2) 周辺の交通規制等との整合性の確保

交通規制の実施にあたっては、周辺道路へ与える影響を常に調査し、交通流の整序化等が図られるよう、周辺の交通規制等について、必要な見直しを実施する。

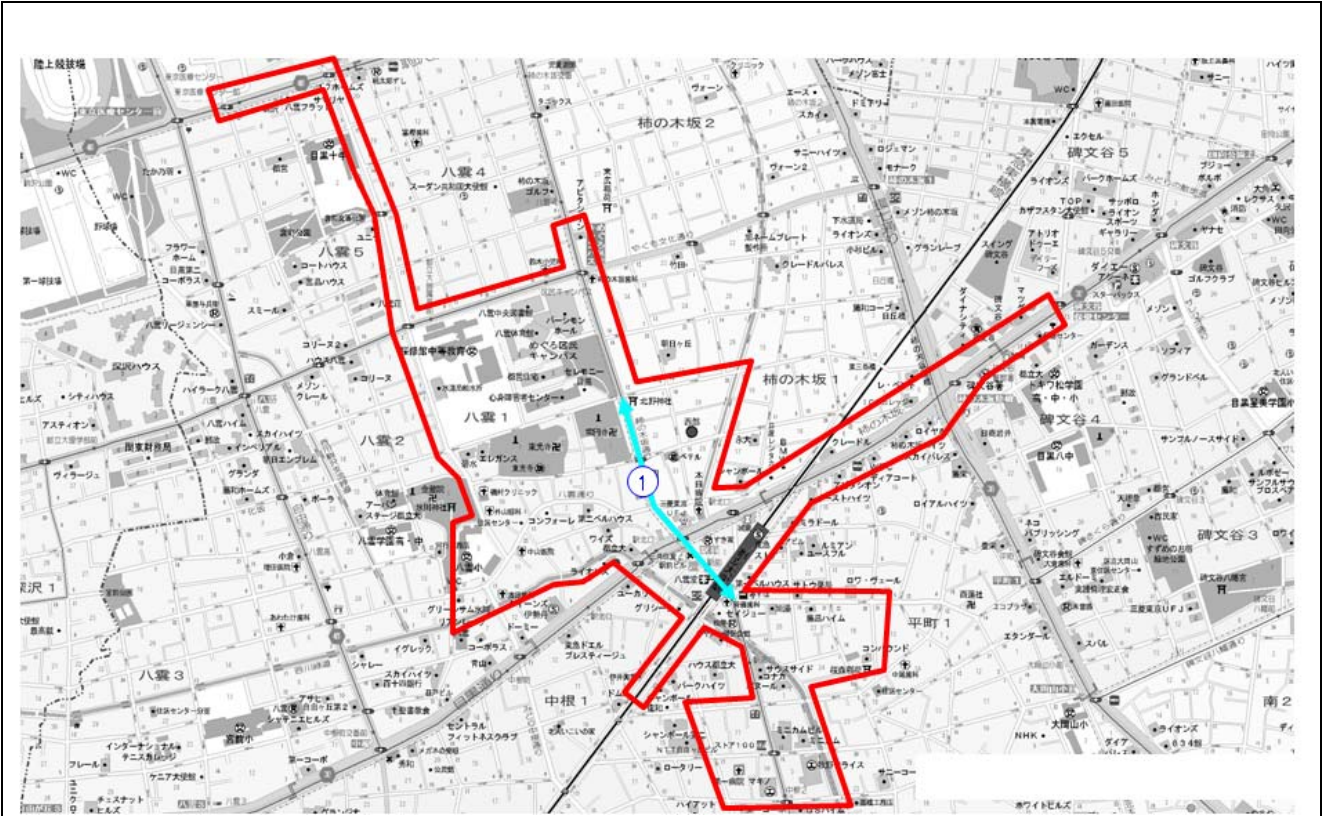
(3) 違法駐車防止のための事業における配慮事項

違法駐車防止の指導取締りに加え、違法駐車防止に資する事業について、関係機関と連携して重点的かつ計画的に実施する。

位置図



区市町村名	目黒区
重点整備地区名	都立大学駅周辺地区



地図調製 (株) 昭文社

< 凡例 >

- : 重点整備地区
- ↔ : 道路の区間 (既設生活関連経路)

